

付属書 3. ELV指令除外項目一覧表

◆ 参照法規制: ELV指令 ANNEX II

材料および構成部品		免除の範囲と期限
合金要素としての鉛		
1(a)	重量で0.35wt%までの鉛を含む、加工目的のスチール(快削鋼)及びバッチ処理による溶融亜鉛めっき鋼板	
1(b)	重量で0.35wt%までの鉛を含む、連続処理による亜鉛めっき鋼板シート	2016/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
2(a)	重量で2wt%までの鉛を加工目的で含むアルミニウム	2005/7/1より前に上市された車両の補給部品
2(b)	重量で1.5wt%までの鉛を含むアルミニウム	2008/7/1より前に上市された車両の補給部品
2(c)(i)	重量で0.4wt%までの鉛を加工目的で含むアルミニウム合金	2028/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
2(c)(ii)	2(c)(i)項に該当しない、重量で0.4wt%までの鉛を含むアルミニウム合金* * 意図的に鉛を導入していないが、リサイクルアルミニウム使用により鉛が存在するアルミニウム合金に適用	
3	重量で4wt%までの鉛を含む銅合金	
4(a)	軸受胴、及びベアリングブッシュ	2008/7/1より前に上市された車両の補給部品
4(b)	エンジン、トランスミッション、及び空調圧縮機中の軸受胴、及びベアリングブッシュ	2011/7/1より前に上市された車両の補給部品
鉛及び部品中の鉛化合物		
5(a)	MI及びNI車両の駆動力にのみ使用される、高電圧系統のバッテリー中の鉛	2019/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
5(b)(i)	バッテリー中の鉛 (1)12Vの用途で使用されるバッテリー中の鉛 (2)欧州議会および理事会の規則(EU)2018/858の第3条に定義される特殊用途車両の24Vの用途で使用されるバッテリー中の鉛	
5(b)(ii)	5(a)及び5(b)(i)項に該当しない用途のバッテリー中の鉛	2024/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
6	制振装置(パイブレーションダンパー)	2016/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
7(a)	エラストマーの加硫剤、及び安定剤(ブレーキホース/燃料ホース/換気ホース/シャシー用途のエラストマー/金属部品、及びエンジンマウント)	2005/7/1より前に上市された車両の補給部品
7(b)	エラストマーの加硫剤、及び安定剤(ブレーキホース/燃料ホース/換気ホース/シャシー用途のエラストマー/金属部品、及びエンジンマウント)(鉛 $\leq$ 0.5wt%)	2006/7/1より前に上市された車両の補給部品
7(c)	パワートレインに使用するエラストマーの接着剤 (鉛 $\leq$ 0.5wt%)	2009/7/1より前に上市された車両の補給部品
8(a)	電気・電子部品を電子回路基板に接続するためのはんだに含まれる鉛、及びアルミ電解コンデンサ以外の部品の端子仕上げ・部品のピンの仕上げ・電子回路基板の仕上げに含まれる鉛	2016/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
8(b)	電子回路基板上、またはガラス上のはんだ付けを除く電気用途のはんだに含まれる鉛	2011/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
8(c)	アルミ電解コンデンサの端子仕上げに含まれる鉛	2013/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
8(d)	マスエアフローセンサー内のガラス上のはんだ付けに含まれる鉛	2015/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
8(e)	高融点のはんだに含まれる鉛 (重量で85wt%以上の鉛を含有する合金)	
8(f)(i)	コンプライアント・ピン・コネクタシステムに含まれる鉛	2017/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
8(f)(ii)	車両ハーネス・コネクタとの嵌合領域以外のコンプライアントピンコネクタシステムに含まれる鉛	2024/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
8(g)(i)	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよび実装基板(キャリア)間における確実な電氣的接続に必要なはんだに含まれる鉛	2022/10/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
8(g)(ii)	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよび実装基板(キャリア)間における確実な電氣的接続に必要なはんだに含まれる鉛であって、電気接続が、次のいずれかで構成されるもの (1) 90nm以上の半導体技術ノード (2) 任意の半導体技術ノードで300mm ² 以上のシングルダイ (3) 300mm ² 以上のダイ、または300mm ² 以上のシリコンインターポーザーを有する積層ダイパッケージ	2022/10/1以降に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
8(h)	チップサイズの投影面積が少なくとも1cm ² 以上あり、かつシリコンチップ部分の公称電流密度が少なくとも1A/mm ² 以上あるパワー半導体のヒートシンクにヒートスプレッダーを取り付けるためのはんだに含まれる鉛	2016/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品

8(i)	合わせガラス中のはんだ付け部を除くガラス上の電気用途のはんだに含まれる鉛	2016/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
材料および構成部品		免除の範囲と期限
8(j)	合わせガラス中のはんだ付け部のはんだに含まれる鉛	2020/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
8(k)	合わせガラスを構成する壁厚が2.1mmを超えない1枚のガラスへの、関連するはんだ接合部あたり0.5A以上の電流を有する加熱アプリケーションのはんだ付け。なおこの免除は、中間層ポリマーに埋め込まれた接点へのはんだづけには適用されない。	2024/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
9	パルプシート	2003/7/1より前に開発されたエンジン型式のための補給部品
10(a)	ガラスまたはセラミック中、ガラス系またはセラミック系母材配合物中、ガラス-セラミック材料中、またはガラス-セラミック系母材配合物中に鉛を含む電気電子部品 この除外は、以下での鉛の使用を含まない (i) 電球のガラス又は点火プラグのうわぐすり(glaze) (ii) 10(b)、10(c)、及び10(d)で示された部品の誘電セラミック材料中の鉛	
10(b)	集積回路または個別半導体の一部をなすコンデンサのPZTベースの誘電セラミック材料中の鉛	
10(c)	交流125Vまたは直流250Vより小さい定格電圧を持つコンデンサの誘電セラミック材料中の鉛	2016/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
10(d)	超音波ソナーシステムのセンサー用温度補正コンデンサーの誘電セラミック材料中の鉛	2017/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
11	起爆剤	2006/7/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
12	排熱回収によりCO2排出を削減する自動車用電気装置中の鉛を含む熱電材料	2019/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
六価クロム		
13(a)	防錆コーティング	2007/7/1より前に上市された車両の補給部品
13(b)	防錆コーティング(シャシー部分のボルト及びナット組付け部品用)	2008/7/1より前に上市された車両の補給部品
14	吸収型冷凍機内で、炭素鋼冷却システムの腐食防止剤として、冷却溶液の中に含まれている0.75wt%未満の六価クロムで以下に該当するもの (a)電気式ヒーターで完全にまたは部分的に動作し、連続運転条件での平均入力電力が75W未満となるように設計されたものの (b)電気式ヒーターで完全にまたは部分的に動作し、連続運転条件での平均入力電力が75W以上となるように設計されたものの (c)非電気式ヒーターで完全に動作するように設計されたものの	(a)は2020/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品 (b)は2026/1/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
水銀		
15(a)	ディスチャージヘッドランプ	2012/7/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
15(b)	インストルメンタルパネルディスプレイの蛍光管	2012/7/1より前に型式認可された車両、及びこれらの車両の補給部品
カドミウム		
16	電気自動車用のバッテリー	2008/12/31より前に上市された車両の補給部品